

## 報告第15号

### 専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

### 専決処分第10号

#### 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年10月25日

幕別町長 岡田 和夫

### 損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

#### 1 理由

平成24年10月11日、午後6時40分頃、幕別町南町80番地、町道南町団地道路5号において、道路中央部に設置してある側溝の上を被害者のトラックが通過した際、側溝に被せられているスリット型の金物が跳ね上がり、車両右側面下部の燃料タンクに接触し、燃料タンクに穴を開ける事故が発生したことから、これに対する物的損害額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 12,600円

3 損害賠償及び和解の相手方

中川郡池田町字利別本町22番地3

ヤマト運輸株式会社 十勝池田センター 支店長 乙武 亮一

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。